



北茨城市告示第110号

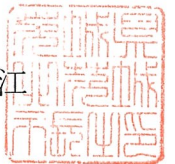
令和8年8月20日発付の令和8年度軽自動車税に係る督促状を送達するに当たり、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することが不可能であるので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び北茨城市市税条例（昭和31年北茨城市条例第31号）第18条の規定により、下記のとおり告示する。

なお、上記の送達すべき書類は、北茨城市長が保管し、送達を受けるべき者からの申出があったときは、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。

この告示により変更する納期限は、令和8年10月23日とする。

令和8年9月29日

北茨城市長 今井路江



記

通知書番号	住所又は居所	納税義務者氏名
00762-1	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目9番2号 (セント・アンドリューズ三軒茶屋103)	鈴木大貴
10907-5	北茨城市大津町1082番地2	小林勝利
10908-8		